

# **指定管理者指定議案 説明資料**

**平成 30 年 12 月  
浜田市議会定例会**

## 目 次

議案第 73 号 指定管理者の指定について (浜田市波佐地場産業技術研修センター) . . . . .	1
議案第 74 号 指定管理者の指定について (浜田市縁の里地域振興施設) . . . . .	2
議案第 75 号 指定管理者の指定について (浜田市木田暮らしの学校) . . . . .	3

### (参考) 指名理由区分

ア	施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
イ	地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合
ウ	公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合
エ	現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき
オ	その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合

議案第 73 号 指定管理者の指定について（浜田市波佐地場産業技術研修センター）

〔施設所管課〕 金城支所産業建設課

1 指定管理者及び指定期間等

	現 在	次 期
指定管理者	社会福祉法人いわみ福社会	社会福祉法人いわみ福社会
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日 （3 年間）	平成 31 年 4 月 1 日～ 平成 34 年 3 月 31 日 （3 年間）
指定管理料	2,061,000 円（3 年間合計）	2,087,000 円（3 年間合計）

2 次期指定管理者の概要

名称	社会福祉法人いわみ福社会（理事長 室崎 富恵）
住所	浜田市金城町七条ハ 559 番地 2
設立	昭和 48 年 9 月 11 日
基本財産	3,002,047,856 円
従業員数	545 人

3 施設の概要

名称	浜田市波佐地場産業技術研修センター
所在地	浜田市金城町波佐イ 425 番内 1
敷地面積	4,760.00 m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート（一部鉄骨）造平家建瓦葺、木造 2 階建瓦葺
延床面積	949.69 m <sup>2</sup>
施設内容	講習室、紙工芸実習室、展示ホール、休憩室、談話コーナー、事務室、倉庫 他
開設年月等	昭和 62 年 3 月開設（昭和 61 年 11 月建築）
設置目的	地域の伝統的な生産技術の保存、伝承を行うことにより、地場産業の育成、振興を図り、もって地域経済の活性化に資するため。

4 指定管理者の選定方法及び選定結果

選定方法	指名
指名の理由区分	ア 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
指名理由	この法人は、平成 22 年度から当該施設の指定管理者として適切に管理運営しており、また、紙すきの原材料であるこうぞから和紙生産までの過程において、使用用途に沿った厚みの調整技術、出来栄えにむら等ができないようにする品質面の技術など、業務に必要な専門的かつ特別な技術を有している。また、伝統芸能の石見神楽の面、衣裳、和紙製品等の制作事業を行い、当該施設を活用した障がい者の就労支援や地場産業の育成、地域経済の発展に貢献しているため。

議案第 74 号 指定管理者の指定について（浜田市縁の里地域振興施設）

〔施設所管課〕 金城支所産業建設課

1 指定管理者及び指定期間等

	現 在	次 期
指定管理者	特定非営利活動法人えにしの里	特定非営利活動法人えにしの里
指定期間	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日 （5 年間）	平成 31 年 4 月 1 日～ 平成 34 年 3 月 31 日 （3 年間）
指定管理料	1, 850, 000 円（5 年間合計）	1, 101, 500 円（3 年間合計）

2 次期指定管理者の概要

名称	特定非営利活動法人えにしの里（理事長 澄川 和則）
住所	浜田市金城町波佐イ 267 番 10
設立	平成 21 年 10 月 15 日
基本財産	—
従業員数	18 人

3 施設の概要

名称	浜田市縁の里地域振興施設
所在地	浜田市金城町波佐イ 267 番地 10
敷地面積	873. 40 m <sup>2</sup>
建物構造	木造平家建瓦棒葺
延床面積	210. 00 m <sup>2</sup>
施設内容	多目的交流室、地域情報展示室、事務室、倉庫、公衆用便所
開設年月等	平成 23 年 4 月開設（平成 23 年 3 月建築）
設置目的	地元製品の展示販売及び地域情報の発信等により交流人口の拡大を図り、もって地域の活性化に資するため。

4 指定管理者の選定方法及び選定結果

選定方法	指名
指名の理由区分	イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合
指名理由	この法人は、地域住民で構成する地域コミュニティの維持対策組織「縁の里づくり委員会」が当該施設の管理を目的に設立した特定非営利活動法人であり、当該施設の開設時から指定管理者として管理運営し、地域活性化に資する取組を行っていることから、引き続いてこの法人が施設運営することが適当であるため。

議案第 75 号 指定管理者の指定について（浜田市木田暮らしの学校）

〔施設所管課〕 旭支所産業建設課

1 指定管理者及び指定期間等

	現 在	次 期
指定管理者	木田地区振興協議会	木田地区振興協議会
指定期間	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 31 年 3 月 31 日 （3 年間）	平成 31 年 4 月 1 日～ 平成 36 年 3 月 31 日 （5 年間）
指定管理料	2,850,000 円（3 年間合計）	4,831,000 円（5 年間合計）

2 次期指定管理者の概要

名称	木田地区振興協議会（会長 今田 泰）
住所	浜田市旭町木田 488 番地
設立	平成 25 年 7 月 17 日
基本財産	—
従業員数	地域住民等 20 人

3 施設の概要

名称	浜田市木田暮らしの学校
所在地	浜田市旭町木田 485 番地
敷地面積	7,741.00 m <sup>2</sup>
建物構造	鉄骨造平家建折板葺（1 棟）、木造 2 階建瓦葺（1 棟）
延床面積	1,600.05 m <sup>2</sup>
施設内容	体育館、交流室、喫茶室、共同調理室、研修室 1～4、運動場 他
開設年月等	平成 28 年 4 月開設（昭和 11 年 12 月建築）
設置目的	歴史的価値を有する木造施設を活用し、農業等の地域産業と連携した交流事業等を行うことにより、地域コミュニティの発展を図り、もって地域の活性化に資するため。

4 指定管理者の選定方法及び選定結果

選定方法	指名
指名の理由区分	イ 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合
指名理由	地域団体の能力を活用し、地域の財産である木造校舎を適正に管理保存しつつ、地域住民等に対するサービスの向上を図るとともに、都市間交流の情報発信の拠点としての運営を継続していくことができるため。